

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年10月30日 11時03分ごろ
発生場所	広島県三原市有竜島南西方沖 高根島灯台から真方位292° 1海里付近 (概位 北緯34° 20.4′ 東経133° 03.5′)
事故の概要	引船第三十五住吉丸は、台船（船名不詳）をえい航中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月16日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三十五住吉丸、19トン 293—31179広島、住広海運有限会社 B 台船（船名不詳）、不詳 なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船尾部船底外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、三原市所在の造船所岸壁（以下「本件岸壁」という。）に接岸する目的で、本件岸壁東方沖においてB船をえい航中、有竜島南西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。
分析	A船は、本件岸壁東方沖においてB船をえい航中、本件浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船舶所有者から情報が得られなかったことから、乗揚に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、A船が、本件岸壁東方沖においてB船をえい航中、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。